学校いじめ防止基本計画

「学校いじめ防止基本方針」

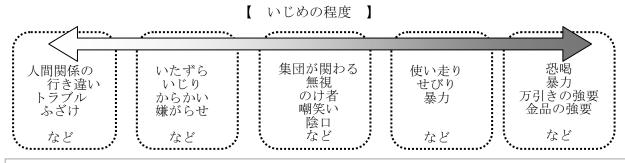
平成29年3月 策定 豊見城市立とよみ小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、本校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1. 基本的な考え方(基本理念)

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「児童が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする」と定義する。



判断材料

対等性はあるか いじりの程度 犯罪行為として取り扱うべきか 本人・保護者の意思(訴え)

【いじめ進行を理解する上での留意点】

- ① いじめに理由はない
- ② いじめは見えにくく、発見しにくい
- ③ いじめはエスカレートする
- ④ どんないじめでも命に関わる重大な結果につながる危険性がある

(2) 本校の現状と課題

本校では、教育目標である「よく考え進んで学ぶ子、思いやりのある子、たくましい子」の実現に向け、子ども一人一人を大切にし、学校本来の役割である人間形成と基礎学力の向上をめざし、児童が輝き、教職員にとってやりがいがあり、地域から信頼される学校づくりに全職員一丸となって取り組んでいる。

児童は明るく元気があり、活発な子が多く、「学校が楽しい」とアンケート(平成29年度実施)

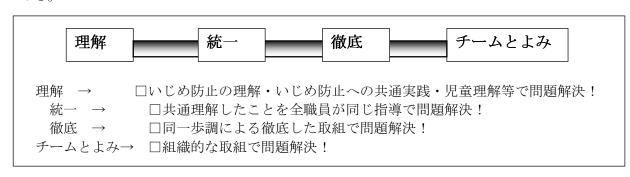
に答える児童が 85%いる一方で、「楽しくない」「あまり楽しくない」と答える児童が 11%いる。また、いじめに関するアンケートでは、「言葉によるひやかしやからかいをされた」「仲間はずれや無視をされたことがある」「わけもなくたたかれた」と答えた児童が共に 10%程度いる。

平成 28 年度に比べ割合は減少しているが、アンケートやその後の聴き取り等から、依然として暴力行為(言葉による暴力を含む)や仲間外れ・無視をするなどの相手を思いやれない行動から、嫌な想いをしている児童がいることが実態としてある。また、「ろうかは静かに歩く」などの学校のきまりを守れずにいる児童も見受けられる。このように、本校では「言葉遣い」「思いやりの心を持つこと」、「規則の尊重」については大きな課題がある。

いじめ防止に向け、いじめ・重大事態はどこでも誰にでも起こり得るという認識をもち、いじめを認知し解消すること、継続して見届けることを大切にし、いじめの早期発見、早期解決に努めていかなければならない。

(3) いじめ防止等のための対策の基本理念

本校は、すべての児童および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの 児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定 める。



- ① いじめの問題に係る事件・事故に対して常に危機感を持って対応すること。
- ②いじめを発見したら、すぐに止めること。
- ③ 担任は一人で抱え込まず、すぐに管理職へ報告し、組織的に対応すること。
- ④ いじめられている児童を絶対に守り抜くこと。
- (5) 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識を持つこと。
- ⑥ いじめる児童に対し、毅然とした態度で指導すること。
- ⑦ 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- ⑧ 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- ⑨ 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるように働きかけること。
- ⑩ いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に対応すること。

2. いじめ防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、<u>「校内いじめ防止対策会議」</u>を設置し以下の機能を担う。 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年代表 なお、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、外部人 材等の専門家を参集する。

基本構成員 備考	
----------	--

1	校長	委員長	会の招集
2	教頭	副委員長	会の進行
3	生徒指導主任		会の記録
4	教育相談担当		
(5)	各学年主任	6名	情報収集
6	養護教諭		情報収集
7	スクールカウンセラー	本校担当者	専門的立場からの助言
8	スクールソーシャルワーカー	本校担当者	専門的立場からの助言
9	PTA 会長		
10	学校評議員	1名	専門的立場からの助言

動

11

【活 内 容】

じめの認知、いじめ事案に対する対応、関係機関との連携、保護者への対応。

【開催】

いじめ(または、いじめにつながりそうなトラブル)が発生した際に、担任(または発見者が 校長に連絡をし、校長が本会を招集する。

3. 「いじめ防止」について

◎「いじめ防止」の基本

いじめにはどの児童も巻き込まれる可能性があるのもとして全児童を対象に事前の働きかけ、未 然防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策である。また、いじめの起こりにくい学校に するためにまず、以下の3点を基本とする。

- (1)こども達のよさを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校・学級経営に当たる。
- (2) 小さな問題行動であっても、これからの行為を見過ごすことなく、学校全体として適切かつ 毅然とした指導を行う。
- (3) 教職員が、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。

(1) 教職員

道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通していじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。

①学習指導の充実

- ・わかる授業づくりに努め、一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践する。
- ・学習規律の確立に努める。

②道徳教育の充実

・「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、 体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な 学習活動を計画的に行う。
- ・児童会や生徒会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

④学級経営の充実

・あらゆる場面において規律正しい態度の育成に努める。

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、「人権を考える日」の 取組や様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう 不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がける。

⑤その他

- ・学校全体で「いじめをしない」「させない」「ゆるさない」という風土づくりに取組。
- ・人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ・家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- ・人権を大切にする心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「いじめ問題の取り組み点検表(教師用・学校用)」を 定期的に活用し、PDCAのサイクルに沿った取り組みの点検を行う。
- ・一人で抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラーや外部機関の協力を得る。

(2) 児童

- ①年間を通して、友人関係、集団づくり、社会性の育成などのために社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、児童生徒が自ら気づく、学ぶ機会を提供していく。
- ②他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していく。
- ③児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推 進する(児童会によるいじめ撲滅の宣言など)

(3) 保護者(地域)

- ①児童の話に耳を傾け、児童の学校での様子を把握するともに、家での居場所づくりに努める。
- ②児童の基本的生活習慣の育成に努める。
- ③自己肯定感や自己有用感を育むことができるような体験活動の機会を積極的に設ける。
- ④携帯電話やインターネット使用のルールを決める。
- ⑤地域での体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

4. 「早期発見」について

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、早期発見に取り組むと共に家庭・地域と連携して実態把握に努める。

また、いじめは放っておくとエスカレートする。早期発見が早期解決へつながる。

被害者

自分が悪いと思われたくない。大人に訴える行為が自尊心を傷つける。→ **言えない**

加害者

発覚したら、叱られる。いじめができなくなる。 → *見えない所でやる*

観衆・傍観者

次のターゲットになりたくない。**→** *言わない(見て見ぬふり)*

いじめは、児童からの訴えを待っているだけでは、発見が困難。

◎早期発見の基本

- ①児童の些細な変化に気づくこと
- ②気づいた情報を確実に共有すること
 - ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること 児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談 を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(1) 教職員

- ①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。
 - ・いじめのサインを早期に発見する。

いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し、情報の収集に努める。また、情報は職員間で共有する。

・ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

- ②児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育 相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。
 - ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ・定期的なアンケート調査を実施する(毎月実施)
 - ・アンケート実施後に教育相談を実施する(教育相談旬間の設定)
 - ・家庭訪問、個人面談で児童の様子を把握する。
 - ・「とよみ小いじめ対応マニュアル」の「学校におけるいじめ発見 のためのチェックポイント」を日常的に活用し発見に努める。

(2) 児童

- ①どんな場合でも、いじめは絶対に許されないとの認識を強く持つ。
- ②いじめを受けた場合は、すぐに担任、保護者などの身近な人に相談する。
- ③自分以外の人がいじめを受けた場合もすぐに身近な人に知らせる。

(3) 保護者(地域)

- ①児童の様子を注意深く観察するとともに何か変わった点があれば、すぐに学校へ相談する。
- ②子どもとの会話をできるだけ多くする (一緒に食事等)
- ③「とよみ小いじめ対応マニュアル」の「家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント」 を活用し発見に努める。(家庭訪問で配布する)
- ④自治会やPTAは、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告しても らう。

5. 「いじめに対する措置」について

◎基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(管理職への報告と事実の確認)被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめ被害者への対応

①教職員の対応

ア. 児童への対応

- ・潜在化しているいじめ行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ・被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任が あるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える など、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに は十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感 を与えるよう努める。
- ・良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、 自信を持たせる。
- ・学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し 合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。家庭訪問等により、 その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられ た児童の安全を確保する。

イ. 保護者への対応

- ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
- ・家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとと もに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。

②保護者の対応 (子どもに対してどう関わるか)

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

(2) いじめ加害者への対応

◎基本的な姿勢

- ①「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- ②差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。

- ③励まし合い、助け合いによって、よりよい集団をつくろうとする意欲を持たせる。
- ④加害児童との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるように支援する。
- ⑤教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を 持ち指導に当たる。

①教職員の対応

ア. 児童への対応

- ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気 持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に持つ。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ・不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ、 自分がやったことの重大さに気づかせる。
- ・相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- ・学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとと もに、教師との信頼関係を構築する。
- ・場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ・必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。
- ・スクールカウンセラー等による教育相談の活用。

イ. 保護者への対応

- ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の 在り方等について改善を求める。
- ・保護者の心情を理解する(怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等)。
- ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ・事実関係は正確に伝える。
- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ・学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
- ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
- ③保護者の対応(子どもに対してどう関わるか)
 - ・両親が一緒に叱責しない。それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
 - ・事実を聞き出す。 どんな行動をしたのか? その結果どうなったのか?
 - ・徹底的にいじめを否定する。

「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」

「いじめられた子は苦しんでいる」

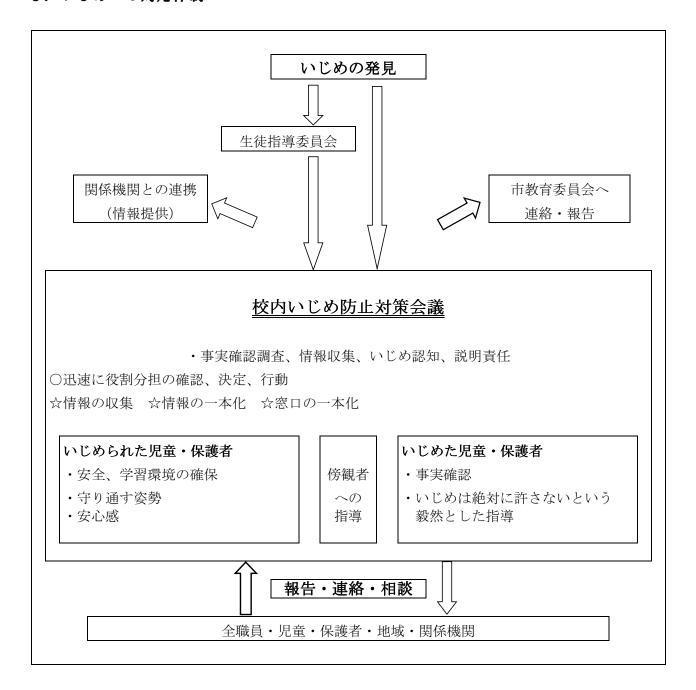
「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」等。

- きちんと謝罪する。
- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- ・今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

(3) いじめ傍観者への対応

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、全児童に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対 に許されない行為であり、根絶しようとする態度を浸透させるようにする。
- ②はやし立てたりする行為はいじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

6. いじめへの対応体制



いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) 発見・通報を受けたとき

- ① その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- ② 被害児童や通報してくれた児童の身の安全を最優先とした措置をとる。
- ③ いじめの事実について、管理職や生徒指導主任に速やかに報告をする。

(2) 情報の共有

- ① (1)の情報を受けた職員は、管理職と協議の上、必要に応じて全職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- (3) 事実関係についての調査
 - ① 速やかに管理職と関係職員とで協議し、調査の方針について決定する。
 - ② 児童からの聴き取りに当たっては、児童が話しやすい雰囲気を作り、調査を行う。
 - ③ 必要な場合には、全児童への調査を行う。
- (4) 解決に向けた指導及び支援
 - ① 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と情報を共有する。
 - ② すべての指導及び支援について、組織的に対応する。
 - ③ 学級担任等が抱え込むことがないように学校全体で組織的に対応する。
 - ④ 専門的な支援が必要な場合には、町教育委員会及び関係機関へ相談する。
 - ⑤ 保護者へは常に連携をとり、相互理解と支援の方向で確認できるようにする。

7. 重大事態への対処

いじめ防止第 28 条の規定により、豊見城市教育委員会又は本校は、次に掲げる事態(以下「重 大事態」)に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該豊見城市教育委員会又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うための組織を以下 の通り置くものとする。

(1) 基本構成員

	基本構成員	備考	
1	校長	委員長	会の招集
2	教頭	副委員長	会の進行
3	生徒指導主任		会の記録
4	教育相談担当		いじめアンケートの実施
(5)	各学年主任	6名	情報収集
6	養護教諭		情報収集
7	スクールカウンセラー	本校担当者	専門的立場からの助言
8	スクールソーシャルワーカー	本校担当者	専門的立場からの助言
9	PTA 会長		
10	学校評議員	1名	専門的立場からの助言

学校長(委員長)により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて、校長(委員長)より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

(2)役割の内容

① 重大事態に係る調査主体

- ア重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに豊見城市教育委員会に報告し、 豊見城市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか について判断するようにする。
 - イ学校が主体となって行う場合と、豊見城市教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、(1)のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う、当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。
 - ②事実関係を明確にするための調査の実施
 - ア民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校と豊見城市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の 発生防止を図るようにする。
 - イ重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的(初期段階からその時点まで)に整理して記録するようにする。
 - ウ 豊見城市教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。学校は、豊見城市教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、豊見城市教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。
- エ いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施するようにする。
 - オ調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。
 - カ児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

③その他留意事項

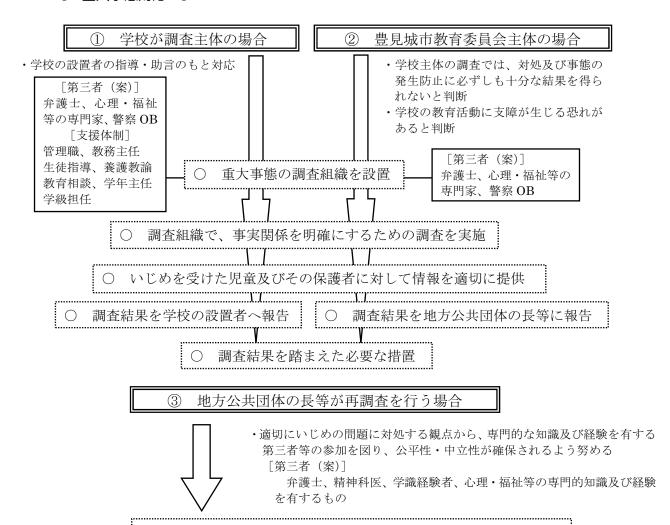
- ア学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得る。その際には、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。
- イ重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域 にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も あり、十分に留意するようにする。
- ウ豊見城市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻す

ための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへ の配慮に留意するようにする。

④ 調査結果の提供及び報告

- ア学校は豊見城市教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、 事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告するようにする。
 - イ情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報 に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に 説明を怠るようにならないようにする。
 - ウ質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその 保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を 調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。
- エ調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、 いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の 報告に添えて豊見城市長等に送付するようにする。

【 重大事態対応 】



学校、学校の設置者から資料の提出等を行い、調査を実施

8. 校内研修の充実

いじめ防止法第 18 条の規定により、いじめ防止等のための対策や、いじめ防止等のための対策 に関する教職員の資質向上に必要な措置を行うため、会議や研修で計画的に確認をする。重点的 に確認する内容は、以下の通りである。

- ①学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解 (4月)
- ②いじめの防止の対策と取組(4月)
- ③いじめの早期発見の対策と取組(5月)
- ④いじめへの対処の対策と取組(5月)
- ⑤組織的体制の構築と機能の対策と取組(5月)
- ⑥家庭や地域との連携の取組(5月)
- ⑦関係機関との連携の取組(5月)
- ⑧職員の資質向上に向けた講話等(夏季・秋季休業中)

9. 検証と評価

いじめ防止法第 34 条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえて目標設定し、その目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

(1) いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況

在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並び に当該学校の教職員がいじめに関わる相談を行うことができる体制など

(2) いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と豊見城市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況など

(3)組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など